

令和6年度第5回集団指導

都城市 健康部 いきいき長寿課

説明事項

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 運営指導の指摘事項について | p. 3 |
| ② 半数越えについて | p. 31 |
| ③ 令和6年度介護報酬改定における令和7年4月からの義務化事項について | p. 39 |
| ④ 事故報告について | p. 43 |
| ⑤ ケアプランデータ連携システムについて | p. 46 |
| ⑥ 利用者の個人情報に係る書類の保管について | p. 50 |
| ⑦ 今年度質問の多かった事項について | p. 52 |
| ⑧ 所属変更について | p. 57 |
| ⑨ 地域包括ケア担当からのお知らせ | p. 61 |
| ⑩ 介護予防担当からのお知らせ | p. 65 |

運営指導の指摘事項について

- ・ 全サービス共通 p. 4
- ・ 介護職員等処遇改善加算 算定事業所 . . p. 11

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
運営規程について	1	運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。	現状と一致させ正しく記載すること。また、運営規程を変更した場合は10日以内に市町村長に届け出ること。
内容及び手続の説明及び同意について	2	重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。	利用申込者又はその家族が、サービスを選択するために必要な重要事項について、現状と一致させ正しく記載すること。
勤務体制の確保等について	3	月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。	月ごとの勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。
掲示について	4	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が事業所の見やすい場所に掲示していなかった。	事業所の見やすい場所に、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）の掲示を行うか、ファイル等の閲覧可能な形で備え置くこと。
	5	指定通知書が掲示されていなかった。	指定を受けた事業所は、その旨を事業所の見やすい場所に掲示すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
秘密保持等について	6	従業者及び従業者であった者が利用者の秘密を保持することを誓約していることが分からなかった。	従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
	7	個人情報の利用にあたり、利用者及び家族からの同意を得ていることが分からなかった。	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。
会計の区分について	8	各事業所ごとに会計の区分がされていないことがあった。	事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。
記録の整備について	9	利用者に関する記録の保存年限が市の条例に即していなかった。	利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存すること。

運営指導の指摘事項について

●運営規程について(No.1)

全サービス共通

運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。

●内容及び手続の説明及び同意について(No.2)

重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。

【特に多い指摘内容】

- ・単位数や加算、金額の誤り
- ・他機関の住所や電話番号の誤り
- ・運営規程、重要事項説明書、契約書の内容がそれぞれ異なっている
(営業日、営業時間、利用料、支払い方法 等)

★誤字脱字を含め、改めて見直しをお願いします。

運営指導の指摘事項について

●勤務体制の確保等について(No. 3)

全サービス共通

月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。

【特に多い指摘内容】

- ・専従職員の勤務時間が明確でない（特に加算に関わる場合）
- ・常勤、非常勤の別が明確でない
- ・専従、兼務関係が明確でない

【改善の趣旨】

月ごとの勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務関係等を明確にすること。

★特に加算を算定している場合、基準を満たした配置となっていますか。

運営指導の指摘事項について

● 掲示について (No. 4、No. 5)

全サービス共通

重要事項や指定通知書が事業所の見やすい場所に掲示されていなかった。

【改善の趣旨】

- ・ 運営規程の概要や重要事項→掲示又はファイル等の閲覧可能な形で備え置く
- ・ 指定通知書→見やすい場所に掲示

★事務室等の利用者の目の届かない場所に掲示していませんか。

【令和7年4月1日以降について】

重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

運営指導の指摘事項について

●秘密保持等について(No. 6)

全サービス共通

従業者の秘密保持について、必要な措置を講じていなかった。

【改善の趣旨】

事業者は、従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ること。

(例) 雇用時に秘密を保持する旨の誓約書を交わす 等

★まだ誓約等していない従業者がいる場合は、直ちに措置を講じること。

●秘密保持等について(No. 7)

個人情報の利用にあたり、利用者及びその家族から同意を得ていなかった。

【改善の趣旨】

利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ること。

運営指導の指摘事項について

●会計の区分について(No. 8)

全サービス共通

事業所ごとに会計の区分がされていなかった。

【改善の趣旨】

法人の中で複数の事業所が存在する場合、事業所ごとに会計を区分すること。

●記録の整備について(No. 9)

利用者に関する記録の保存年限が市の条例に則していなかった。

【改善の趣旨】

・サービスの提供に関する記録は、その完結の日から**5年間**保存すること。

★運営規程や契約書、重要事項説明書等での記載誤りが散見されます。

間違いはないかご確認ください。

運営指導の指摘事項について

介護職員等処遇改善加算 算定事業所

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
介護職員等処遇改善加算について	1	当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。	当該加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員等処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。また、周知したことを証明できるようにしておくこと。

運営指導の指摘事項について

加算算定事業所

●介護職員等処遇改善加算について(No.1)

当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。

【改善の趣旨】

事業所は、賃金改善を行う方法等について介護職員等処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

★職員へ周知したことを証明できるようにしておくこと。

運営指導の指摘事項について

- ・ 地域密着型通所介護 p. 14
- ・ 指定相当通所型サービス p. 20
- ・ 指定相当訪問型サービス p. 21
- ・ 認知症対応型共同生活介護 p. 22
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設 p. 24
- ・ 小規模多機能型居宅介護 p. 25
- ・ 居宅介護支援 p. 26

運営指導の指摘事項について

地域密着型通所介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
従業員の員数について	1	生活相談員について、必要な資格を有していることが不明な者がいた。	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする事。
設備及び備品等について	2	相談室の場所が届出と異なっていた。	相談室を変更した場合は10日以内に市に届け出ること。
心身の状況等の把握について	3	サービス担当者会議の記録がなく、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握していることが分からなかった。	地域密着型通所介護の提供にあたっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めること。
サービスの提供の記録について	4	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎を行っていることが記録上確認できない者がいた。 ・サービス提供時間の記録と実績に相違があった。 	利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
利用料等の受領について	5	実際の利用日数より多く食事代が請求されていた。	食事の提供に要した費用について利用者に負担させることが適当と認められる分を正しく請求すること。
地域密着型通所介護計画の作成について	6	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等、日常生活全般の状況把握が不十分だった。	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した個別サービス計画を作成すること。
	7	地域密着型通所介護計画が作成されていないものがあった。	指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した地域密着型通所介護計画を作成すること。
	8	地域密着型通所介護計画について、サービスの提供に関わる従業員が共同で作成したことが分からなかった。	地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業員が共同して個々の利用者ごとに作成したことが分かるようにすること。
	9	地域密着型通所介護計画について、利用者に交付したことが分からなかった。	当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
地域密着型通所介護計画の作成について	10	地域密着型通所介護計画の実施状況や目標の達成状況について、記録が不十分だった。	地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
	11	地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明していることが分からなかった。	
勤務体制の確保等について	12	従業員の資質向上に係る研修の機会を確保していなかった。	従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
	13	地域密着型通所介護従事者の中に、認知症に係る基礎的な研修を受講していないものがいた。	全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
業務継続計画の策定等について	14	感染症や非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開のための計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じていなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施すること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知すること。
	15	地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知を行っていないかった。	

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
非常災害対策について	16	非常災害に関する具体的計画の内容が不十分だった。	事業者は非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すこと。また、避難、救出訓練を実施した際は記録に残しておくこと。
	17	非常災害発生時の連絡体制が最新のものに整備されていなかった。	
	18	非常災害計画に沿った定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていることが分からなかった。	
	19	非常災害に関する具体的計画が立てられておらず、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制が整備されていなかった。	
	20	非常口の標示がない箇所があった。	
衛生管理等について	21	感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
	22	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するための委員会を開催していなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
広告について	23	パンフレットに記載されている内容について、現状と相違があった。	指定地域密着型通所介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにすること。
地域との連携等について	24	運営推進会議の議事録を公表していなかった。	指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
事故発生時の対応について	25	サービス提供時に発生した事故について、市への報告がされていないものがあつた。	利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。今後、発生した事故については、市に速やかに事故報告書を提出すること。
虐待の防止について	26	虐待の防止のための指針が整備されていなかった。	指針に盛り込むべき項目を踏まえて、虐待の防止のための指針を整備すること。
	27	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置していなかった。	虐待を防止するための体制として、必要な措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
薬の管理について	28	利用者の薬について、利用者の手の届く範囲に保管していた。	誤薬を防ぐため、薬は利用者の手の届かない場所に保管すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
個別機能訓練加算 について	29	個別機能訓練計画の作成について、機能訓練指導員等が共同して作成したことが分からなかった。	機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。
	30	3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して、実施状況や効果等について説明したことが分からなかった。	個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等についての評価を行うほか、3月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録すること。
	31	機能訓練指導員の勤務時間と機能訓練の実施時間について、整合性が取れておらず、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けたか不明な利用者がいた。	個別機能訓練加算を算定する際は、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の対象となるため、勤務時間との整合性を図ること。
口腔機能向上加算 (I) について	32	口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか分からなかった。	口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者であるか確認すること。
入浴介助加算	33	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行ってなかった。	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

運営指導の指摘事項について

指定相当通所型サービス

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定相当通所型サービスの具体的な取扱方針について	1	指定相当通所型サービス計画について、利用者に交付したことが記録上分からなかった。	指定相当通所型サービス計画及び元気アップデイサービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
元気アップデイサービスの具体的な取扱方針について	2	元気アップデイサービス計画について、利用者に交付したことが記録上分からなかった。	
サービスの提供の記録について	3	指定相当通所型サービス・元気アップデイサービスを提供した際の具体的なサービス内容が確認できなかった。	指定相当通所型サービス・元気アップデイサービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等の記録を残すこと。

運営指導の指摘事項について

指定相当訪問型サービス

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
衛生管理等について	1	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが分からなかった。	指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
虐待の防止について	2	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが分からなかった。	指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針について	3	指定相当訪問型サービス計画について、利用者に交付したことが記録上分からなかった。	指定相当訪問型サービス計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。

運営指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
管理者について	1	常勤の管理者を配置していない月があった。	指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について	2	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護従業者その他の従業者に周知したことが記録上分からなかった。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
感染管理等について	3	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護従業者に周知したことが記録上分からなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
虐待の防止について	4	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護従業者に周知したことが記録上分からなかった。	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
看取り介護加算について	5	入居の際に利用者又はその家族等に対して、看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ていなかった。	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。
認知症チームケア推進加算について	6	チームケアを実施するにあたって、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催していることが記録上分からなかった。	チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者1人につき月1回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSDを含めて個々の入所者等の状態を評価し、ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行うこと。
認知症専門ケア加算について	7	事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の内容の記録が不十分だった。	事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催すること。また、会議内容について記録に残しておくこと。

運営指導の指摘事項について

地域密着型介護老人福祉施設

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
算定届について	1	加算を算定できなくなった時点で、算定届を市に提出していなかった。	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合、速やかにその旨を市に届け出ること。

運営指導の指摘事項について

小規模多機能型居宅介護

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
非常災害対策について	1	避難経路が適切に整備されていなかった。	避難経路については、非常災害時、避難の妨げにならないように整備すること。
算定届について	2	加算を算定できなくなった時点で、算定届を市に提出していなかった。	事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合、速やかにその旨を市に届け出すこと。

運営指導の指摘事項について

居宅介護支援

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
内容及び手続の説明及び同意について	1	(令和6年4月1日以前に契約を締結した利用者について)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等の割合について文書を交付して説明を行っていることが分からないものがあった。	<p>指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の割合、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき十分な説明を行うこと。</p> <p>なお、この内容を利用申込者又はその家族に対し説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。</p> <p>※令和6年4月1日以降は努力義務</p>

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	2	アセスメントの記録を残していないものがあった。	解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者及び家族に面接して行わなければならない、当該アセスメントの結果について記録するとともに、5年間保存すること。
	3	サービス担当者会議について、検討した内容や要点、課題について記録されていないものがあった。	利用者等の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めたことが分かるように記録すること。
	4	利用者に対して、居宅サービス計画を交付したことが記録上分からないものがあった。	居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
	5	居宅サービス事業者に対して、居宅サービス計画を交付したことが記録上確認できないものがあった。	
	6	居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認したことが分からないものがあった。	指定居宅サービス事業者等に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	7	少なくとも1月に1回、モニタリングを実施していないものがあった。	モニタリングについて、特段の事情のない限り少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、かつ、モニタリングの結果を記録しておくこと。また、面接は原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととし、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接できない特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。
	8	モニタリングの記録が明確でなく、モニタリングを実施したことが確認できないものがあった。	
	9	モニタリングについて、利用者の居宅を訪問したことが記録上分からないものがあった。	
	10	介護支援専門員の変更に際し、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務(担当者会議等)を行っていなかった。	居宅サービス計画を変更する場合には、規定された居宅サービス計画の一連の業務を行うこと。
	11	医療サービスを居宅サービス計画に位置付けるにあたって、主治の医師等の指示を受けたことが記録上分からないものがあった。	介護支援専門員は、訪問看護等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、当該居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。
	12	医療サービスが位置付けられた居宅サービス計画について、当該計画を主治の医師等に交付したことが記録上確認できないものがあった。	

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針について	13	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けるにあたり、その理由の妥当性を検討したか分からないものがあった。	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、必要に応じてサービス担当者会議においてその必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載すること。
業務継続計画の策定等について	14	災害に係る業務継続計画が策定されていなかった。	指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
	15	介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知したことが記録上分からなかった。	居宅介護支援事業者は介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
設備及び備品等について	16	相談のためのスペースにおいて、利用者のプライバシーに配慮した区画となっていなかった。	専用の事務室又は区画について、遮蔽物の設置等により相談に対応するための適切なスペースを確保し、相談の内容が漏洩しないよう配慮すること。

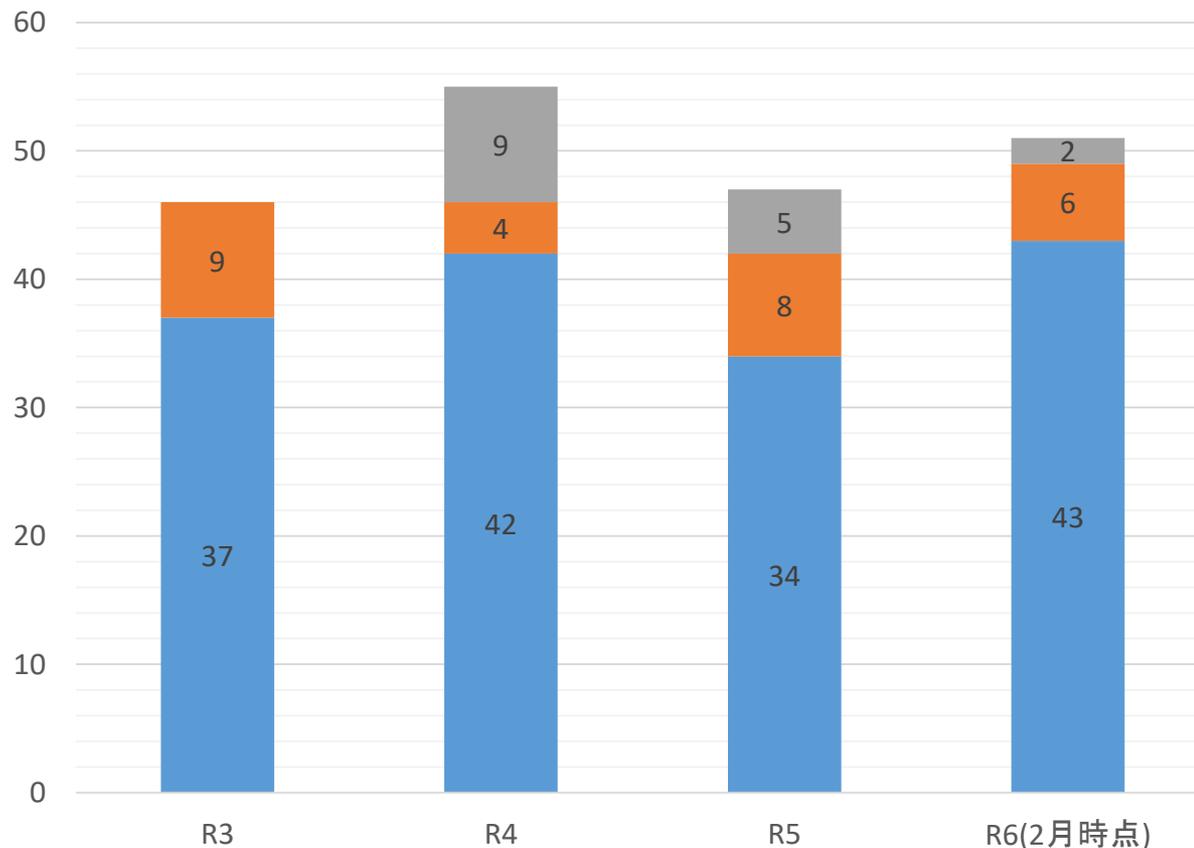
基準	No	指摘事項	改善の趣旨
感染症の予防及びまん延の防止のための措置について	17	当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。
	18	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが記録上分からなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員への周知徹底を図ること。
虐待の防止について	19	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが記録上分からなかった。	当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
その他	20	居宅介護支援の提供の開始にあたり、契約を締結していることが不明な利用者がいた。	他の施設への入所は契約終了とみなされる。契約終了した利用者に対し、再び居宅介護支援を提供する際は、利用申込者及びその家族等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の内容について不備が無いように交付及び説明を行い、居宅介護支援の開始について同意を得た上で再度契約を締結すること。

要介護認定等有効期間の半数を超える短期 入所サービス利用承認願いについて (半数超え)

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用 承認願いについて(半数超え)

●半数超え届出件数(届出理由別)の推移

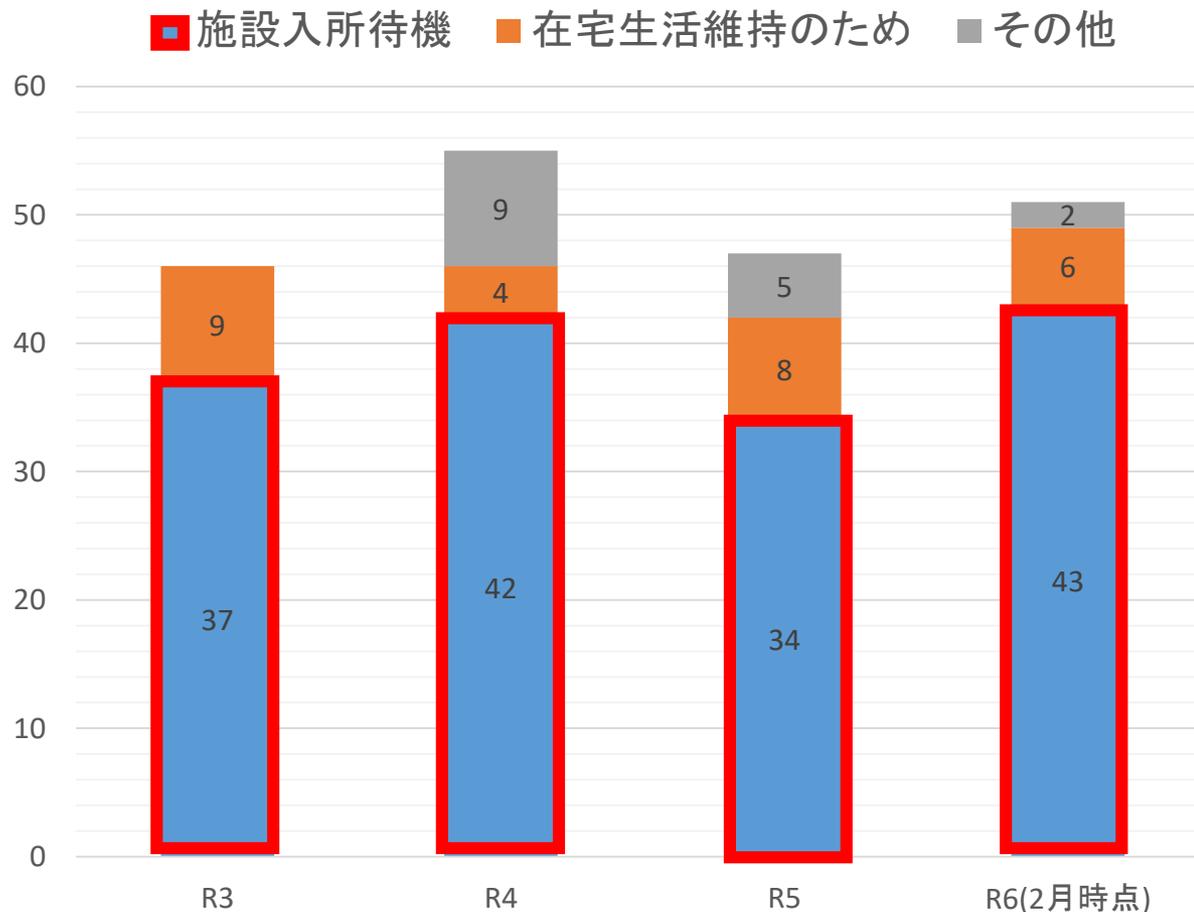
■ 施設入所待機 ■ 在宅生活維持のため ■ その他



＜年間の届出件数＞
 R3年度・・・46件
 R4年度・・・55件
 R5年度・・・47件
 R6年度・・・51件
 (2月中旬時点)

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用 承認願いについて(半数超え)

●半数超え届出件数(届出理由別)の推移



総届出件数に大きな変化はないが、毎年施設入所待機が
約7～8割を占める。

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用 承認願いについて(半数超え)

●「承認願い」記載のポイント

①短期入所サービス利用に至った経緯

- ・利用者の状況変化や家族の介護負担増加など、具体的な理由を記載する。
- ・時系列に沿って、状況の変化を明確に記載する。

②認定の有効期間の半数を超えて、短期入所サービスが必要な理由

(身体状況)

- ・既往歴や現病、ADL、IADLの具体的な状態を記載する。

(生活状況)

- ・普段の様子を含めた現在の生活状況を記載する。
- ・生活する上での困り事を記載する。

(介護者の状況)

- ・介護者の有無について記載する。
- ・家族関係や状況について記載する。

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用 承認願いについて(半数超え)

●「承認願い」記載のポイント

③他の介護サービスでは対応困難な理由・状況

・他のサービスを検討した結果、なぜ短期入所サービスが最適なのかを具体的に記載する。

④認定有効期間の半数を超える利用に至るまで介護支援専門員としてどのようなアプローチをしてきたのか

(本人・家族に対して)

・施設の紹介や今後の意向確認等、本人・家族への支援内容を具体的に記載する。

(施設等関係機関に対して)

・ショートステイ先や申込事業所との連携や相談内容について記載する。

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用 承認願いについて(半数超え)

●「承認願い」記載のポイント

⑤介護保険施設等への申し込み状況

- ・申し込みをしている場合は、申込施設を全て記載する。
- ・待機順番、入所までの期間について施設へ確認し記載漏れが無いようにする。

⑥今後どのように支援していくのか

- ・利用者、家族の意向や状況を踏まえて、介護支援専門員としてどのような支援を行うのか記載する。

要介護認定等有効期間の半数を超える短期入所サービス利用 承認願いについて(半数超え)

●承認願いの提出について

<提出期限>

認定有効期間の半数を超える月の**前月**

<提出方法>

窓口もしくはメール

メールでの提出の場合

件名:「半数超え承認願い(事業所名)」

※R7.4～承認願いの結果通知については、メールにて送付します。

令和6年度介護報酬改定における 令和7年4月からの義務化事項について

重要事項のウェブサイトへの掲載(R7.4.1～義務化)

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表することが義務付けられます。

○ 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（**法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム**上）に掲載・公表しなければならないこととする。

※年間の居宅介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払を受けた金額が100万円以下の場合、災害等で報告が出来ない正当な理由がある場合は、ウェブサイトへの掲載が望ましいとする。

小多機

身体的拘束等の適正化に係る措置（R7.4.1～義務化）

小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることが義務付けられます。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を **3月に1回以上** 開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(**年2回以上**)に実施すること。
- ・ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

※上記措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員から減算する。

業務継続計画未策定減算(R7.4.1～導入)

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供ができる体制を構築するための業務継続計画について、未策定等の場合は基本報酬が減算されます。

【令和7年3月31日までの経過措置】

通所系サービス、施設・居住系サービスについては、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。(居宅介護支援、訪問系サービスは減算適用なし)

【令和7年4月1日以降】

業務継続計画未策定減算

○施設・居住系サービス	所定単位の100分の3に相当する単位数
○その他のサービス	所定単位の100分の1に相当する単位数

【減算適用】

- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定
- ・業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合

事故報告について

事故報告について

◆令和6年1月から12月までの事故発生件数

サービス種別	事故種別									
	転倒	転落	誤嚥・窒息	異食	エスケープ	誤薬・与薬もれ	医療処置関連	不明	その他(※)	計
地域密着型介護老人福祉施設	3	1			1			1		6
地域密着型通所介護	5									5
認知症対応型共同生活介護	26	4			1	4		5	1	41
認知症対応型通所介護	1					2				3
小規模多機能型居宅介護	6	1							3	10
介護老人福祉施設	18	3	2			1		9	1	34
介護老人保健施設	13	1	1					3	1	19
短期入所生活介護	14					1		2	1	18
短期療養生活介護								1		1
通所介護	11	5							2	18
特定施設入居者生活介護	18	3	1			2		3		27
通所リハビリテーション	1								4	5
住宅型有料老人ホーム	8							2	2	12
計	124	18	4	0	2	10	0	26	15	199

※その他: 介助時の負荷、交通事故、感染症(結核)、火傷、歩行時のふらつき

◆事故種別診断内容

事故種別	診断内容			
	切傷・擦過傷	打撲	骨折	その他
転倒	10	24	87	3(異常なし)
転落	3	5	8	2(異常なし)
誤嚥・窒息				4(窒息2、死亡2)
誤薬・与薬もれ等				10(異常なし)
不明	2	2	18	3(呼吸停止死亡2、皮膚炎1)
その他	3	4	4	7(結核1、火傷1、異常なし5)

◆事故発生時間帯

時間帯	早朝	日中	夜間	深夜	不明
	6時台～7時台	8時台～17時台	18時台～21時台	22時台～5時台	
件数	21	111	17	49	1

◆対象年齢

年齢層	60代	70代	80代	90代	100代
人数	2	14	82	94	7

◆要介護度

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人数	2	9	30	44	64	32	18

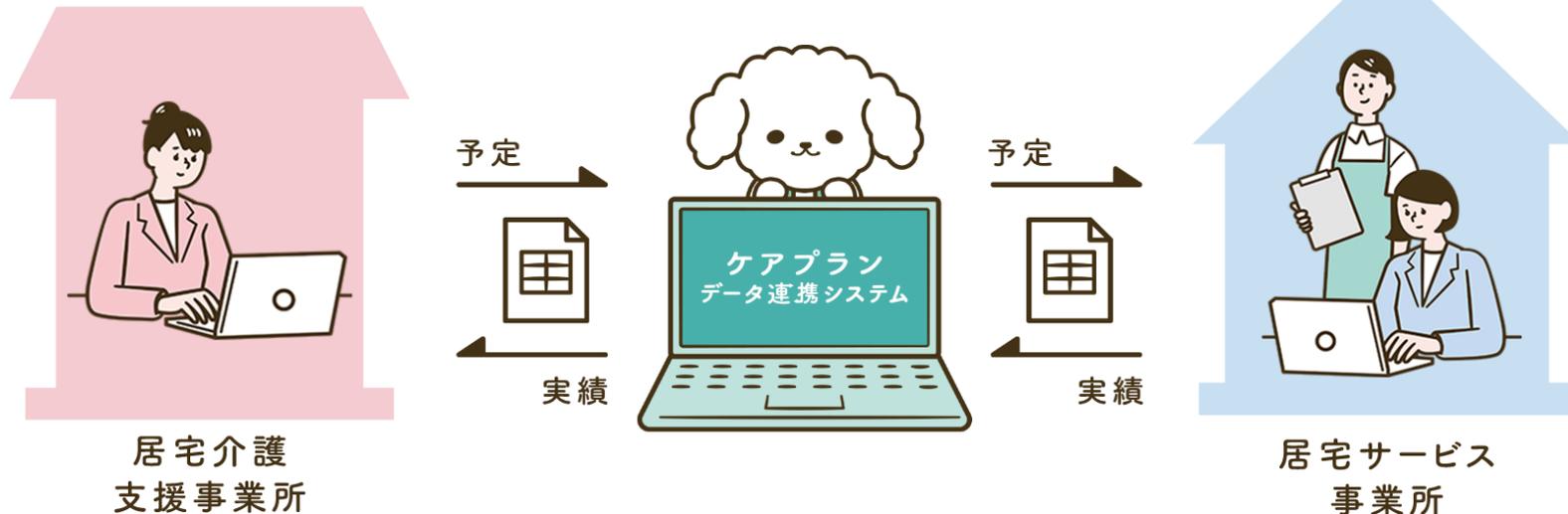
ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムについて

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。

～特徴～

- ・ケアプランや提供票・実績を郵送やFAX送付する手間から解放4747
- ・記載ミスや書類不備が減る
- ・事業所間のやりとりにかかる業務時間を削減できる

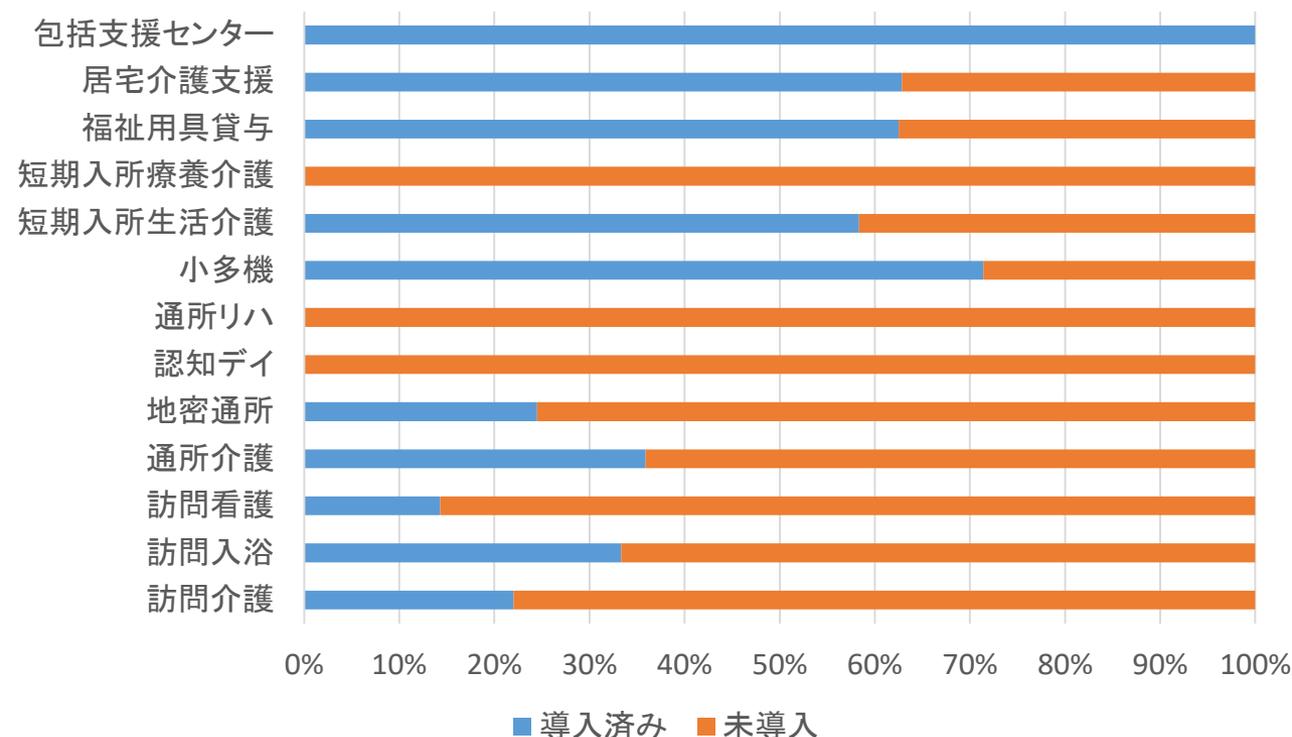


出典：ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

ケアプランデータ連携システムについて

宮崎県が実施する「ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業」のモデル地域に本市が選定され、データ連携システムの普及・周知を行いました。

各サービス種別毎の導入割合



(事業参加前)

8事業所 ⇨

(事業参加後)

約140箇所

※正確な導入事業所数については精査中です

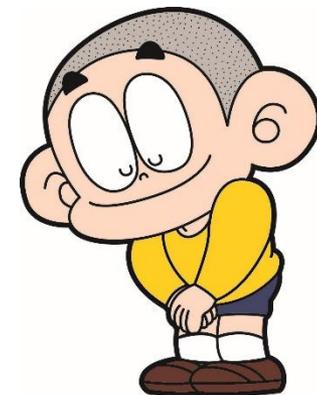
ケアプランデータ連携システムについて

今後は、都城市ホームページにてデータ連携システムについて情報発信を行います。

(ホームページ現在準備中)

- 「データ連携システム導入事業所一覧表」を掲載予定
- 「データ連携システムに関連するQ&A」を掲載予定 など

今後、データ連携システムを導入した場合は、電話もしくはメールにて市へご連絡をお願いします。



利用者の個人情報に係る書類の管理について

利用者の個人情報に係る書類の管理について

- ・ 利用者の個人情報が記載された書類は、事業所内の鍵付きの書庫で管理する。
- ・ サービス担当者会議や市への書類提出等で、利用者の個人情報に係る書類を事業所から持ち出す際は、紛失に十分注意し、厳重な管理を行う。

今年度質問の多かった事項について

運動器機能向上加算の基本報酬への包括化について（指定相当通所型サービス）

【質問】

指定相当通所型サービスについて、令和6年4月から運動器機能向上加算が廃止となり、基本報酬に包括化されたが、計画や取り組みをする必要があるのか。

【回答】

青本P.1390「通所型サービスの意義について」②より、「※1運動器機能向上サービスは、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、※2はり師又はきゅう師を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。」とあります。運動器機能向上計画の作成については記載がないため、計画書の作成は必須ではありません。個別の評価・記録についても同様ですが、サービスを提供する上で必要と判断するのであれば、個別の計画書の作成・評価・記録を行うことを妨げるものではありません。ただし、事業所で運動器機能向上サービスの提供は行う必要がありますので、運動器機能向上サービスを提供した記録を残してください。

※1 「運動器機能向上サービス」・・・利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって利用者の心身の状態を維持または向上に資すると認められるものをいう。

※2 「はり師又はきゅう師」・・・はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。

文書の同意方法について

【質問①】

書面による同意について、押印は必須ではないのか。

【回答】

書面による同意の場合、「署名」もしくは「記名・押印」を得てください。署名であれば、押印は必須ではありません。

【質問②】

居宅サービス計画書の同意について、第1表、第2表、第3表それぞれの用紙に署名等が必要か。

【回答】

例えば、第1表の下部に「居宅サービス計画(第1表～第3表)について、説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。」等の記載がある場合は、第1表の用紙だけの署名等で構いません。

居宅介護支援事業所とサービス事業所間での計画書の交付・提供について

【質問③】

介護支援専門員からサービス事業所への居宅サービス計画の交付、また、サービス事業所から居宅介護支援事業所への個別計画書の提供について、利用者が同意をした署名等のあるものでなければならないのか。

【回答】

＜介護支援専門員 ➡ サービス事業所＞ 居宅サービス計画の交付

介護保険最新情報Vol.1177及び赤本P789「担当者に対して居宅サービス計画を交付する際は、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画における位置付けを理解できるよう配慮する。」より、居宅サービス計画の交付について、必ずしも利用者の同意の署名等があるものをサービス事業者へ交付する必要はありません。よって、利用者の同意の署名等のない居宅サービス計画でも構いません。

＜サービス事業所 ➡ 介護支援専門員＞ 個別計画書の提供

サービス事業所から介護支援専門員へ提出する個別計画書も同様に、同意の署名等の有無にかかわらず、利用者等の同意を得て作成されるべきものであるため、利用者の同意の署名等のない個別計画書の提出でも構いません。

ケアプランの軽微な変更について

No.	質 問	回 答
1	担当ケアマネが事業所を異動する際、引き続き利用者を担当する場合、担当ケアマネは変わらないのであれば「軽微な変更」でよいか。	法人内外を問わず、居宅介護支援事業所の変更となる場合は、「軽微な変更」には該当しない。
2	主介護者が入院している間、デイサービスの回数を増やし、退院したら元のプランに戻す場合、「軽微な変更」でよいか。	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の一時的な増減のような場合は、「軽微な変更」に該当する。サービスの利用回数の増減が複数回になるなど継続する場合は「軽微な変更」に該当しない。
3	通所介護事業所が土曜日の営業をやめるため、土曜日を別曜日に変更するが「軽微な変更」でよいか。	サービス提供の曜日変更で「軽微な変更」とできるのは、「臨時的、一時的な変更」である場合となっている。今回の曜日変更は「臨時的、一時的な変更」ではないので、「軽微な変更」には該当しない。
4	訪問介護事業所の閉鎖に伴い、他の訪問介護事業所へ変更することになった。利用者の状況に変化はなく、目標やサービス内容、回数等も変更がない場合、「軽微な変更」でよいか。	利用者の状態変化による事業所変更ではなく、目標もサービスも変わらない単なる事業所変更のため、「軽微な変更」に該当する。
5	歩行器使用中の利用者で、前輪が小さいことに不満があり、歩行器を変更することとなるが、歩行器の機能に変更はない場合は「軽微な変更」でよいか。	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については「軽微な変更」に該当する。

※「軽微な変更」に該当する場合は、ケアプランの変更箇所を見え消しし、支援経過へ「軽微な変更」に該当する状況、「軽微な変更と判断するに至ったケアマネの考え」を記録として残してください。

「軽微な変更」に該当しない場合は、ケアプランの変更に伴う一連の業務を行う必要があります。

所属変更について

●指導担当が介護保険課の所属になります

～令和7年4月以降について～

介護保険課・・・給付、認定、保険料、**指導**

いきいき長寿課・・・地域包括ケア、介護予防

※令和7年3月17日(月)以降、指導担当にご用の際は、介護保険課窓口(1階)へお越してください。

【介護保険課 指導担当】

○電話番号・FAX番号

電話：0986-23-2688 (電話番号は変わりません)

FAX：0986-23-2143

○メールアドレス

kaigo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

※場所は1階の介護保険課窓口

●指導担当が介護保険課の所属になります

～令和7年4月以降について～

重要事項説明書等の相談窓口

いきいき長寿課の情報を記載している場合は、

下記を参考に**介護保険課**へ変更をお願いします。

【例】 相談窓口

都城市 介護保険課

電話番号 0986-23-2114

●総合事業の業務担当について

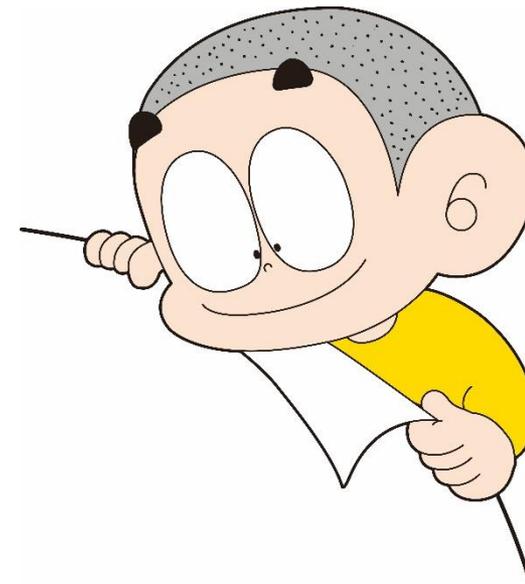
～令和7年4月以降～

総合事業の業務担当が指導担当から、
地域包括ケア担当に変更になります。

【担当業務】

○総合事業全般に関すること

- ・ 総合事業サービス事業者の新規指定、更新
- ・ 総合事業サービス事業所の変更、算定、廃止、
休止、再開届出
- ・ 総合事業に関する質問について



地域包括ケア担当からの お知らせ

介護予防支援について

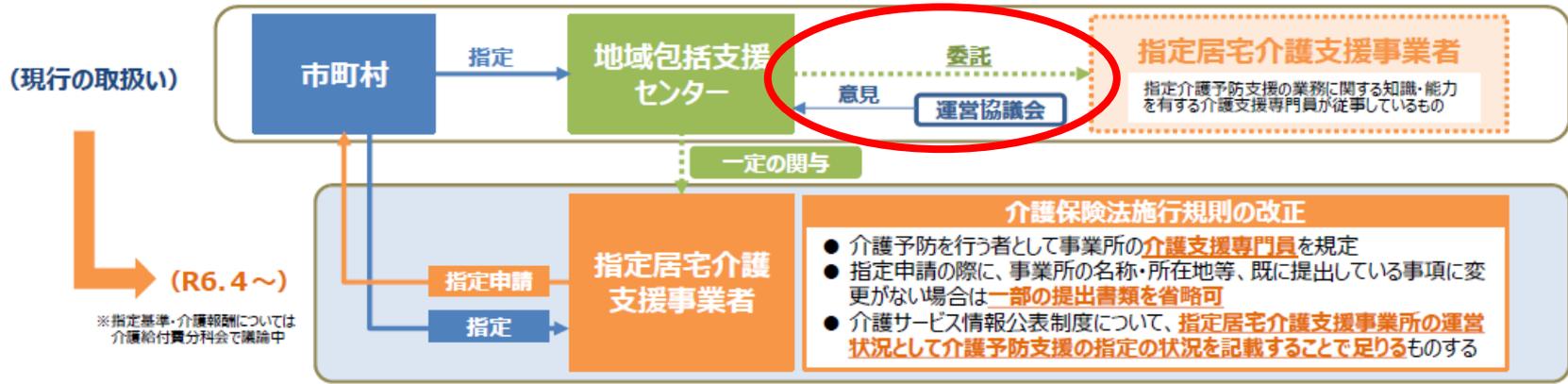
介護予防支援の指定対象の拡大 (介護保険法施行規則の改正)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメト	4 包括 センター
○			

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



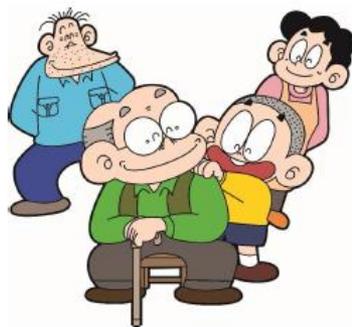
2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの**一定の関与**



介護予防支援について

都城市介護予防支援・

介護予防ケアマネジメントマニュアル



都城市 健康部 いきいき長寿課 令和7年3月

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（令和6年8月5日老発0805第4号）介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施（令和6年8月5日老発0605第1号）を基に作成しています。

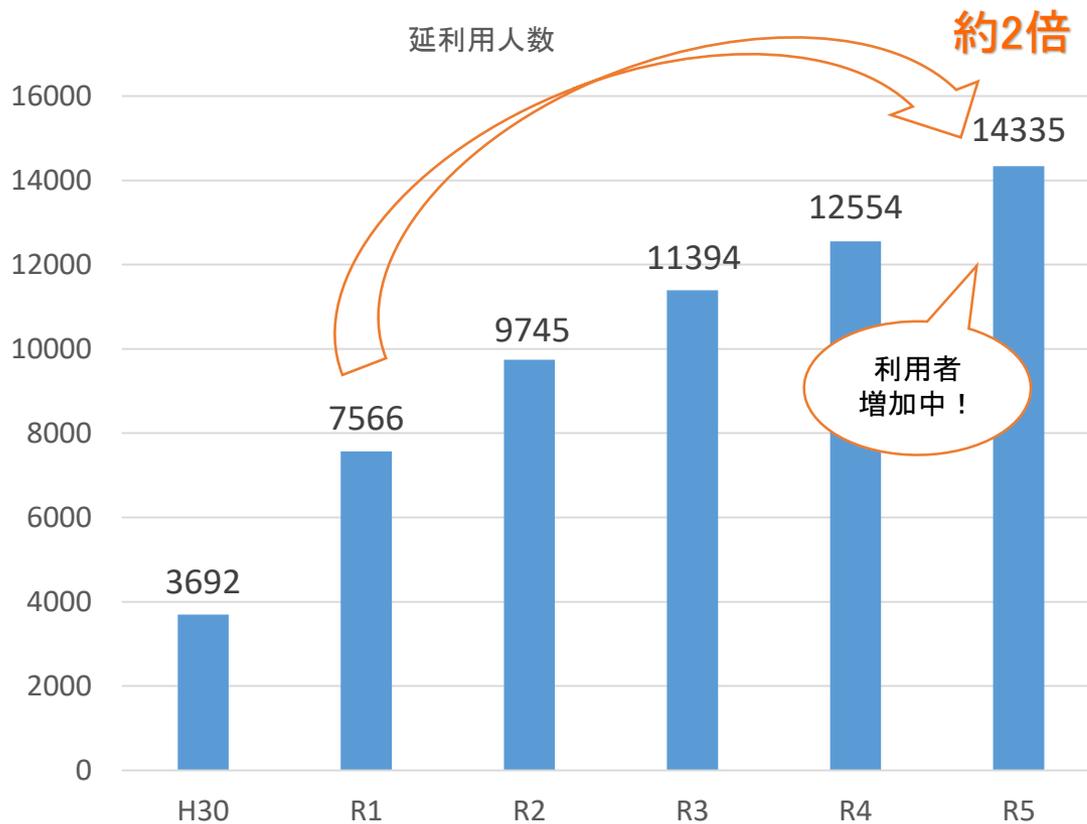
地域包括支援センター主催
 圏域別の介護支援専門員
 勉強会にて配布予定

都城市 指定介護予防支援



都城市ホームページ ID番号検索 64330

元気アップデイサービスの新規開設事業所を随時募集中！



元気アップデイサービス事業は、高齢者の方が自立した生活を続けることができるよう、支援や訓練を通して、利用者の生活機能の維持・向上を目指します。

Q. どんな人が利用できますか？

A. 9項目の判定チェックリストに該当するものがない場合に利用できます。チェックリストは地域包括支援センターの職員が実施します。

元気アップデイサービス(1回あたり) 304単位

送迎(片道) 47単位

**新規開設事業所
募集中！！**

＜問合せ先＞
 都城市いきいき長寿課
 地域包括ケア担当
 0986-23-2685

都城市 元気アップ



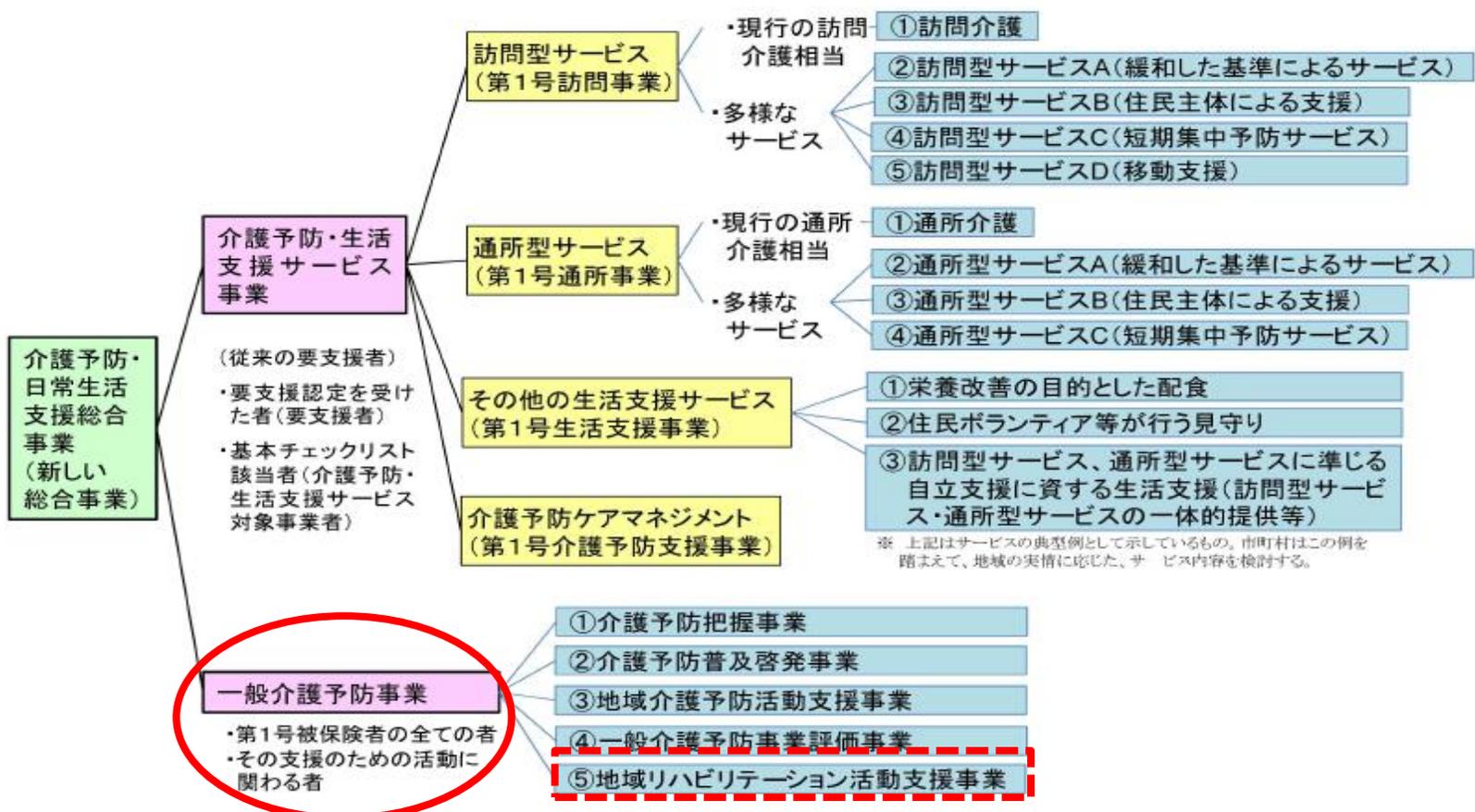
都城市ホームページ ID番号検索 14452

介護予防担当からのお知らせ



都城市地域リハビリテーション活動支援事業

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



都城市地域リハビリテーション活動支援事業

■事業概要

- 通所介護事業所や訪問介護事業所、地域包括支援センター等に、理学療法士・作業療法士等の専門職を派遣し、プログラムやアセスメントに関する専門的・技術的支援を実施する。
- 事業所職員のスキルアップを図ることで、高齢者の自立に資するサービス提供を実現し、地域における介護予防機能を強化することを目的とした事業。

■対象事業所

通所介護事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

■派遣専門職

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士

■費用

無料です。事業所負担はありません。

☆事業所職員のアセスメント力向上等のスキルアップが目的

⇒ 派遣する専門職が利用者へサービスを提供するものではありません。

都城市地域リハビリテーション活動支援事業

＼専門職がこれまでに実施した講座／



理学療法士

座る、立つ、歩くなどの基本的な身体機能の向上や維持といったリハビリに関するアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・握力やTUGの測定方法
- ・転倒予防の体操
- ・機能訓練と計画の立て方



作業療法士

食べる、入浴する、着替えるなど日常生活を送る上で必要な機能回復を目指すためのアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・ADLの評価
- ・アクティビティの作り方
- ・移動介助方法について

都城市地域リハビリテーション活動支援事業

／専門職がこれまでに実施した講座／



言語聴覚士

ことばや聴こえ、食べることに課題のある方の社会復帰をお手伝いし、その人らしい生活が送れるようアドバイスします。

◎これまでに実施した講座

- 例・摂食嚥下障害の基礎知識
- ・嚥下の評価と対応
 - ・食べるための環境調整



歯科衛生士

「自分の歯でおいしく食べる」「楽しく会話する」など、高齢者の方の歯・口腔の健康づくりに関するアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・口腔の基礎知識
- ・口腔評価
 - ・口腔ケアの方法



管理栄養士

病気の方や高齢で食事がとりづらくなっている方の健康を考えた栄養指導や調理方法の支援など栄養に関するアドバイスをします。

◎これまでに実施した講座

- 例・栄養の基礎知識
- ・栄養評価
 - ・高齢者に合わせた食支援

都城市地域リハビリテーション活動支援事業

【利用までの基本的な流れ】

①いきいき長寿課へ「利用申込書」(実施希望日時(初回時)、希望する専門職、希望する講座及び具体的な内容について等)を記載し、提出
※派遣を希望する1か月前までに提出

②いきいき長寿課で派遣する専門職の調整
(※2回目以降は、事業所と専門職で日程調整を行う)

③支援実施。実施後、「利用報告書」をサービス提供事業所からいきいき長寿課へ提出

④最終回の一つ前の講座後、事業所ごとに3か月間の目標を設定し、取り組む。
「3か月後評価に向けて」の事前資料提出

⑤最終回に目標の達成状況について専門職と一緒に振り返る。
「3か月後評価に向けて」の事後資料提出。

【回数】

2～4回

認知症高齢者等見守りシール交付事業 どこシル伝言板

どこシル伝言板とは？



認知症の方などが行方不明になった際に、発見者がQRを読み込むだけで、本人に必要な情報をWeb上で家族と共有でき、早期の帰宅に繋げるものです。



縦2.5cm×横5cm

認知症高齢者等見守りシール交付事業 どこシル伝言板

対象者

都城市内に在宅で生活する以下のいずれかに該当する人

- (1) 65歳以上の者
- (2) 認知症と診断された者
- (3) その他市長が必要と認める者

認知症高齢者等見守りシール交付事業 どこシル伝言板

申請者

都城市内に居住する認知症高齢者等を現に介護する介護者等のうち、下記のいずれかに該当する人

- (1) 認知症高齢者等と同居している親族
- (2) 認知症高齢者等と別居している親族のうち、
都城市内に住所を有する者
- (3) 認知症高齢者等を支援している介護支援専門
員又は地域包括支援センター職員

★1人あたり、50枚のシール(耐洗ラベル40枚+蓄光シール10枚)を1回に限り無料で交付

認知症高齢者等見守りシール交付事業 どこシル伝言板



＼市HPはこちらから♪／

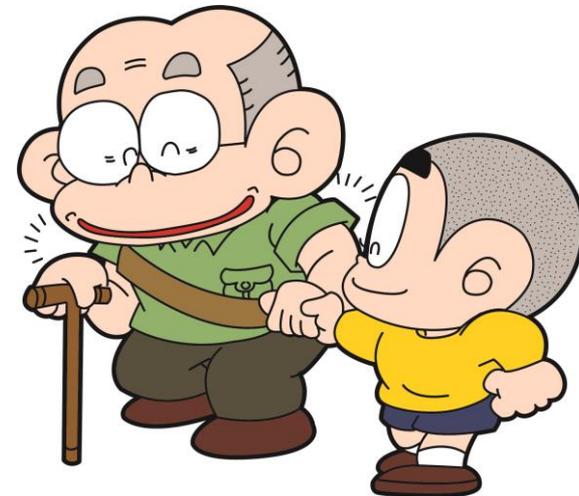


市HPにMRT「幸せ上々みやこのじょう」
どこシル紹介動画を掲載中！

問い合わせ・申込先

都城市役所 いきいき長寿課
介護予防担当

TEL 0986-23-3184



ご視聴ありがとうございました

◎受講報告書提出先

【URL】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/013ddd35-f190-4b90-a247-642b7832282a>

【QR】

